

公益社団法人 日本コンクリート工学会
危急存亡状態のコンクリート構造物対応委員会規程

令和 4 年 12 月 22 日 制定

令和 7 年 3 月 27 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、危急存亡状態のコンクリート構造物対応委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織、設置期限)

第 2 条 委員会は、原則として委員 25 名以内をもって組織する。委員は、第 3 条に定める委員長が指名する。

2 委員会に、必要に応じて分科会を設けることができる。分科会は、委員会の委員で構成する。

3 委員会の設置期限は、当初の設置日である平成 29 年 4 月 1 日から 18 年後となる令和 17 年 3 月 31 日とする。

(委員長、副委員長、幹事)

第 3 条 委員会に、委員長、副委員長各 1 名を置く。また、必要に応じて幹事若干名を置くことができる。

2 委員長は、技術委員会委員長が指名する。

3 副委員長及び幹事は、委員のうちから委員長が指名する。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員長及び副委員長の任期は 2 年とし、最長 6 年まで重任を妨げない。

2 委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。

3 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 5 条 委員会は、長崎県長崎市にある端島（通称、軍艦島）に現存する RC 造建築物の更なる劣化防止及び自然倒壊メカニズムの解明を目的として、以下の調査・研究・報告を行う。

(1) 端島における暴露した補修試験体及び試験的に補修施工した実建築物部材の定期的な観察・測定の詳細な計画・指導・監督及び測定結果の分析

- (2) 自然倒壊が近いと思われる RC 建築物の遠隔地モニタリングの計画・指導・監督及びモニタリング結果の分析
- (3) 収集したデータ及び知見の長崎市への報告と一般公開

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改正は、委員会が発議し、技術委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

2 第2条第3項に定める設置期限をもってこの規程は廃止する。

附 則

- 1. この規程は、令和4年12月22日から施行する。
- 2. この規程の改正は、令和7年3月27日から施行する。